

提案地方公共団体等 提出資料

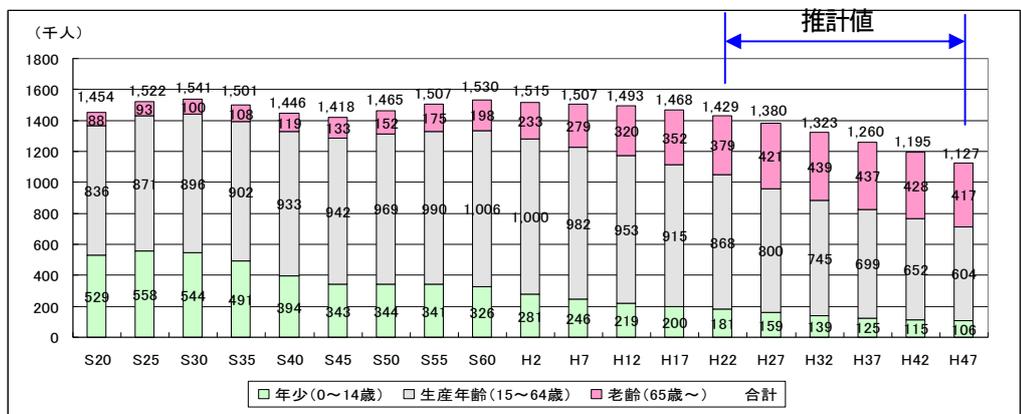
通番	ヒアリング事項	ヒアリング 団体	ページ
34	地域バス路線に係る補助要件の緩和(7件)	愛媛県	1~6
		広島市	—
32	複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲(2件)	神奈川県	7
27	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止(3件)	愛知県	—
		愛媛県	—
23	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲(2件)	九州地方知事会 (福岡県)	8
		神奈川県	—

愛媛県における人口減少と少子高齢化の概況

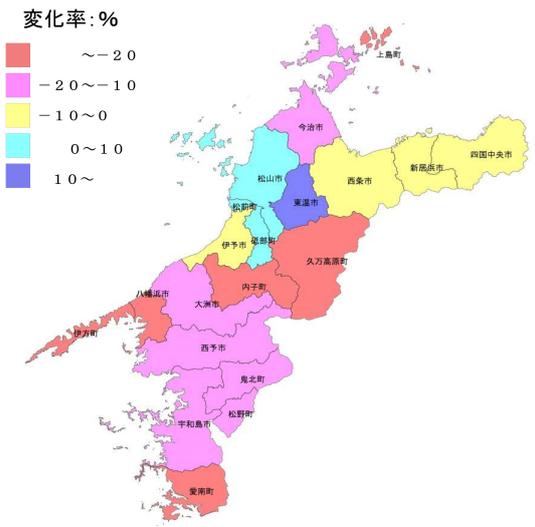
- ◇中山間地域や半島地域・島しょ部を中心とする人口の減少と高齢化の進行
- ◇今後、身体の衰え等により自動車を運転できない高齢者の割合が増加

○愛媛県の人口は、全国より20年早く昭和60年から減少に転じ、平成47年には昭和60年の3/4まで減少すると予測されている。また、高齢化の進行も、平成22年で高齢化率26.6%（全国は23.0%）と全国より早く、平成32年には3人に1人が高齢者となると予測されている。

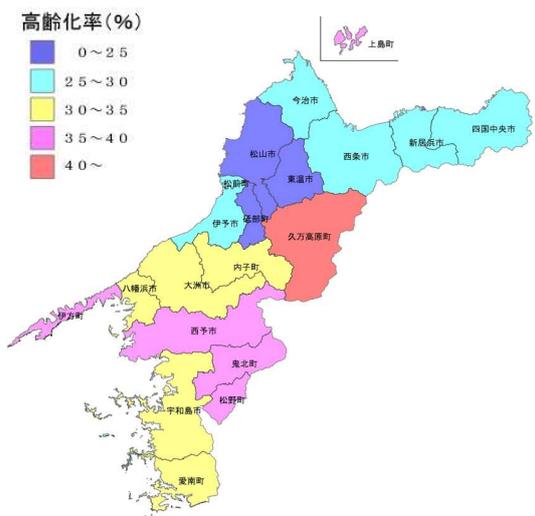
○人口の減少と高齢化の進行は、中山間地域や半島地域、島しょ部を中心に著しい。



愛媛県の人口の推移及び将来推計 資料: S20~H17: 各年国勢調査, H22~H47: 国立社会保障・人口問題研究所推計



市町別の人口変化率 (昭和60年から平成22年における変化率)



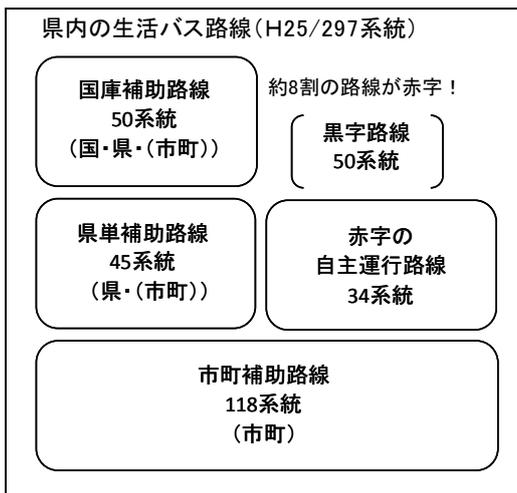
市町別高齢化率 (平成22年)

資料: 国勢調査

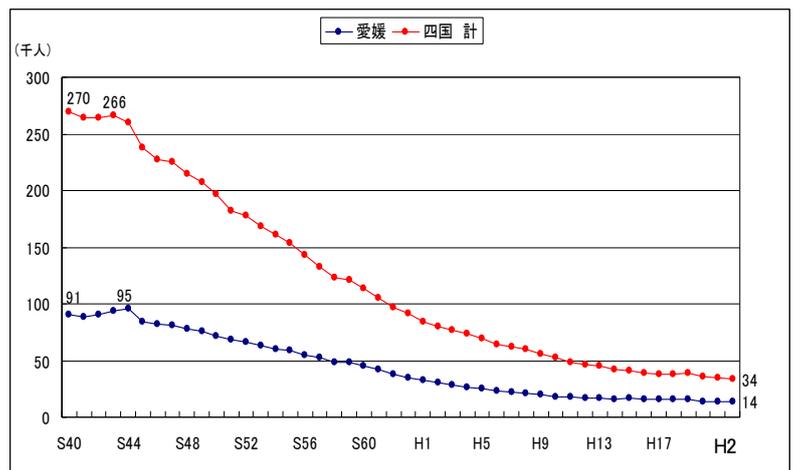
愛媛県における乗合バス（生活バス）の概況

◇利用者が大きく減少する中、行政の補助により維持されているものの、事業者の負担は大

- 県内の路線数は、赤字路線の廃止・統合などにより減少傾向となっているが、平成23年6月時点では、起終点が同じで経路地が異なる類似系統の新設などで若干増加している。
- 輸送人員は、四国全域の推移と同様に減少しており、平成22年の輸送実績はピーク時（昭和44年）の約14%まで落ち込んでいる。
- 国、県、市町は、事業者の運行に年間約10億円の補助金を支出して路線を維持しているが、赤字の一部しか補助されない路線や、補助対象外となる赤字路線もあることから、事業者にとって不採算路線の運行は大きな負担となっている。
- 事業者は、人件費の削減等経費節減に努めているが、生活バスの黒字路線の収益と補助金などを合わせても、赤字路線全体をカバーできず、厳しい経営状況となっている。

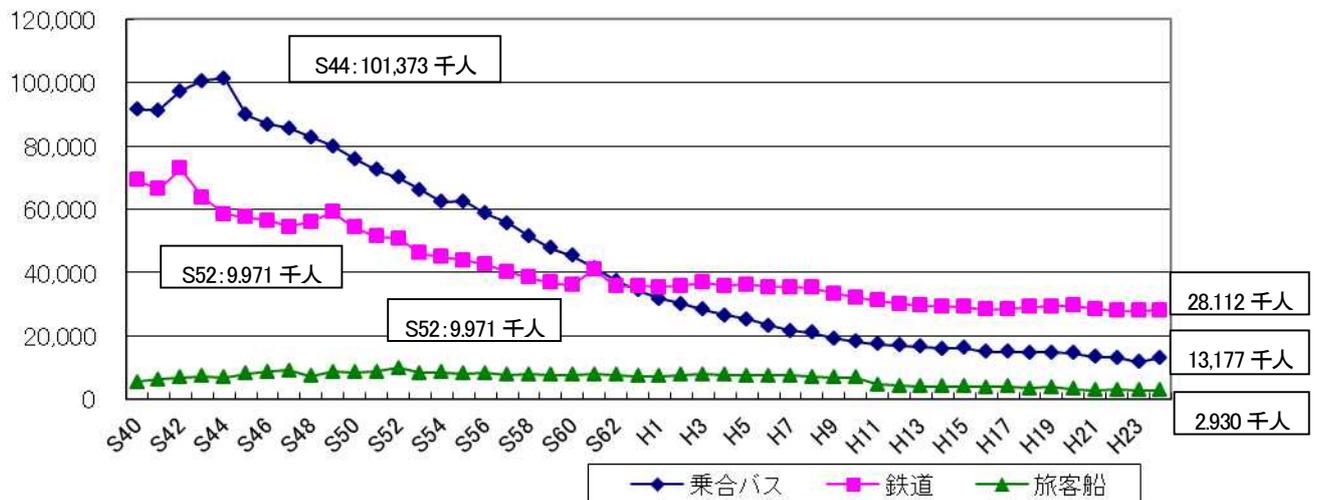


資料：愛媛県



乗合バスの輸送人員の推移

資料：四国運輸局業務要覧

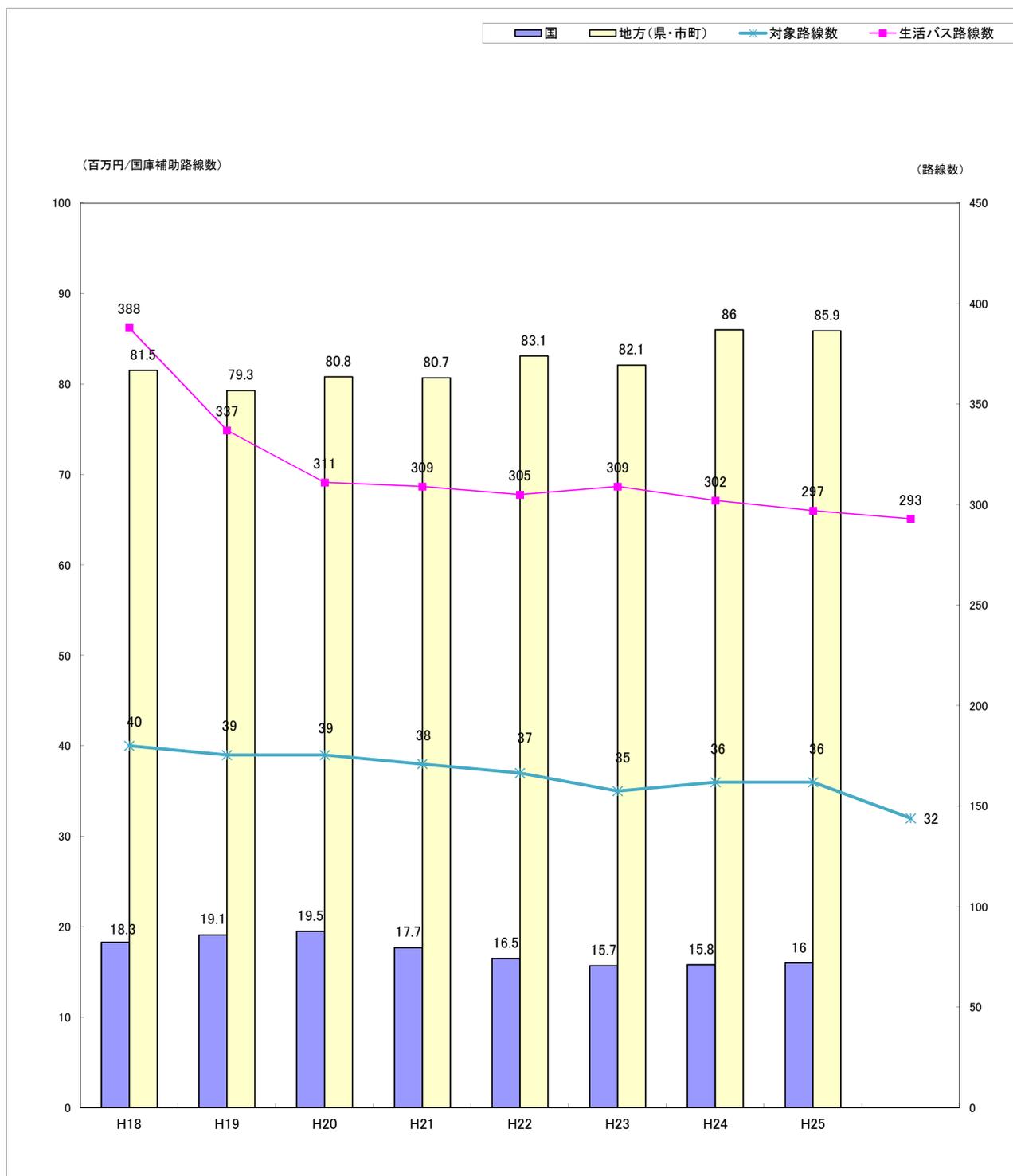


県内の公共交通機関別の輸送人員の推移

(単位：千人)

愛媛県における生活バス路線の維持に係る状況について

○生活バス路線の路線維持に係る負担額及び路線数の推移

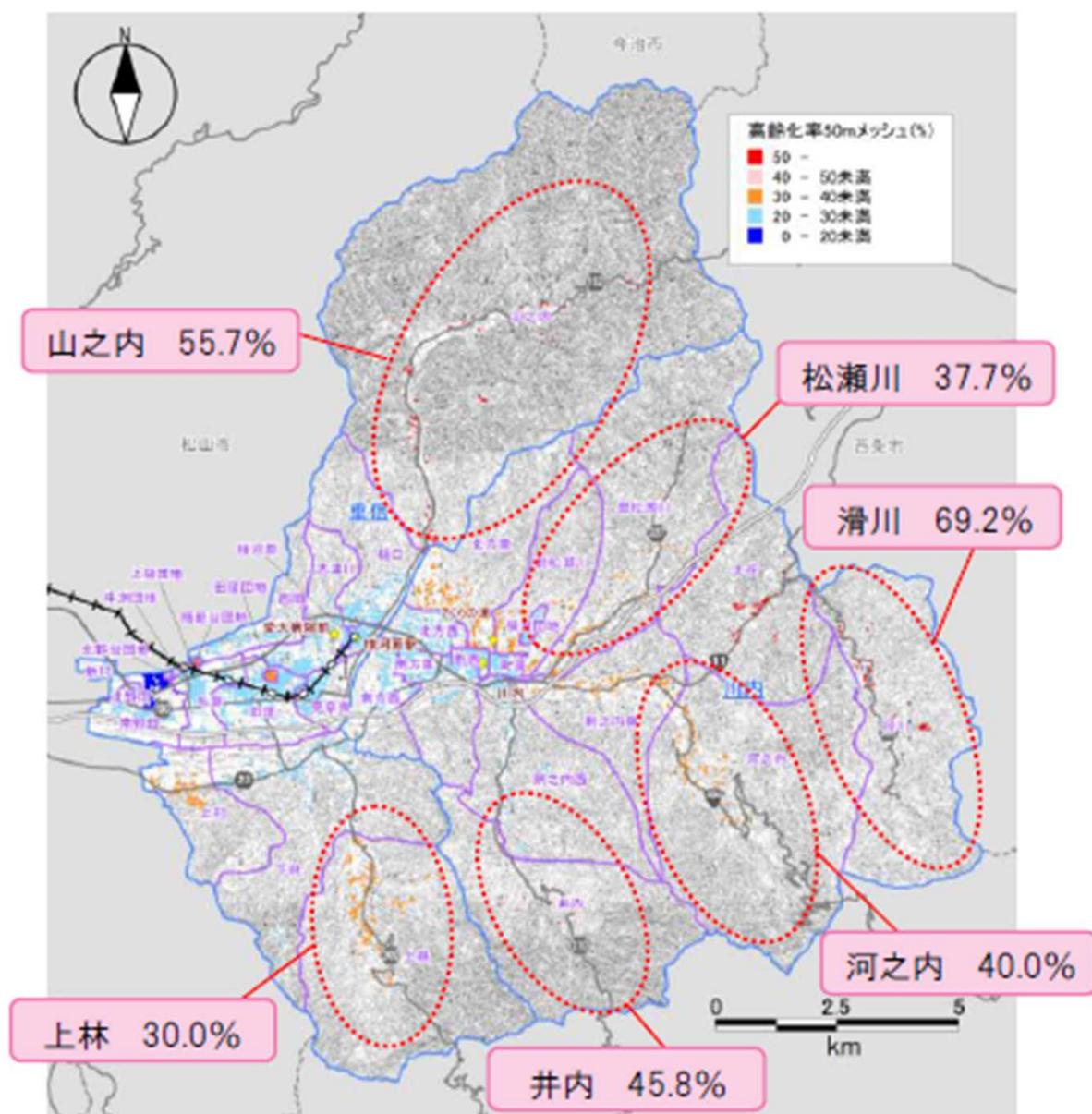


平成25年度バス運行対策費(国庫補助)補助対象一覧

申請番号	事業者名	系統名	平均乗車密度 A 人	運行回数 B 回	みなし運行回数 C	参考 H24 輸送量	輸送量 D=A×B	平成26年度以降の状況
1	瀬戸内運輸	菊間	2.4	9.0	4	23.4	21.6	
2	瀬戸内運輸	小部	2.5	7.0	3	18.2	17.5	
3	瀬戸内運輸	小部	2.4	7.5	3	18.7	18.0	
4	瀬戸内運輸	波方	2.4	6.7	3	17.4	16.0	
5	瀬戸内運輸	波方	2.5	7.0	3	18.9	17.5	
6	瀬戸内運輸	竜岡	3.0	5.6	3	17.9	16.8	
7	瀬戸内運輸	神子森	2.7	7.0	3	20.3	18.9	
8	瀬戸内運輸	朝倉	2.3	9.2	4	22.0	21.1	
9	瀬戸内運輸	今治～小松	3.3	7.4	4	25.9	24.4	
10	瀬戸内運輸	周桑～山根	3.1	5.6	3	18.4	17.3	
11	瀬戸内運輸	中萩	2.9	6.4	3	18.5	18.5	
12	瀬戸内運輸	中萩	3.3	7.9	5	27.6	26.0	
13	瀬戸内運輸	新居浜～川之江	3.4	9.8	6	34.3	33.3	
14	瀬戸内運輸	新居浜～川之江	3.8	6.7	5	26.8	25.4	
15	瀬戸内運輸	今治～新居浜	3.7	12.3	9	46.7	45.5	
瀬戸内運輸計 15系統								
1	宇和島自動車	宇和島～城辺	3.8	5.4	4	18.9	20.5	
2	宇和島自動車	宇和島～宿毛	3.6	9.6	6	34.5	34.5	
3	宇和島自動車	大洲～大成	3.2	3.8	2	14.4	12.1	26年度から国庫補助対象外
4	宇和島自動車	宇和病院～野村	2.8	5.4	3	15.1	15.1	(輸送量が15人台)
5	宇和島自動車	宇和島(仏不寺)愛治診療所	3.5	4.3	3	15.0	15.0	(輸送量が15人台)
6	宇和島自動車	宇和島～虹の森公園	2.5	6.3	3	15.1	15.7	(輸送量が15人台)
7	宇和島自動車	宇和島～日吉	5.0	3.0		15.0	15.0	(輸送量が15人台)
8	宇和島自動車	宇和島～野村	3.0	5.2	3	15.3	15.6	(輸送量が15人台)
9	宇和島自動車	八幡浜～周木	3.3	5.4	3	18.3	17.8	
10	宇和島自動車	八幡浜～下泊	2.3	8.5	3	20.4	19.5	
11	宇和島自動車	俵津～卯之町	3.4	4.5	3	15.3	15.3	(輸送量が15人台)
12	宇和島自動車	田之浜～宇和島	2.9	5.2	3	15.0	15.0	(輸送量が15人台)
13	宇和島自動車	田之浜～岩松	4.7	3.2	3	15.0	15.0	(輸送量が15人台)
14	宇和島自動車	船間(立目)～岩松	3.5	4.5	3	15.3	15.7	(輸送量が15人台)
15	宇和島自動車	立間～福浦	2.9	7.6	4	26.6	22.0	
16	宇和島自動車	城辺～久良	2.5	4.7	2	14.1	11.7	26年度から国庫補助対象外
17	宇和島自動車	城辺～武者泊	2.7	5.9	3	15.3	15.9	(輸送量が15人台)
18	宇和島自動車	城辺～中浦	3.5	3.6	2	14.4	12.6	26年度から国庫補助対象外
宇和島自動車計 18系統								
1	四国交通	新宮	1.7	3.8	1	11.7	6.4	27年度から国庫補助対象外
四国交通計 1系統								
1	JR四国バス	松山高知急行線	4.6	7.6	6	35.7	34.9	
ジェイアール四国バス計 1系統								
1	伊予鉄南予	三崎線	2.5	8.1	4	25.1	20.2	
伊予鉄南予バス計 1系統								
合計 36系統								対象路線数 : 36系統⇒32系統 減少 輸送量要件 : 上記以外の路線で15人台が10系統

(注) 1 みなし運行回数(C): 平均乗車密度(A)が5人未満の路線は、輸送量(D)を5人で除した数値(端数切り捨て)をみなし運行回数。

東温市における山間地域の高齢化率の状況



出典：東温市地域公共交通活性化プラン(平成26年2月)

(参考)

※法(山村振興法)指定地域：井内、河之内(旧三内村)

車両購入費補助金(地域公共交通確保維持改善事業)について

(例) 1,900万円 限度額償却額 1,500万円

現行制度では、国及び県からの補助金が5年間に分割して補助されるため、車両購入初年度の事業者必要額が増えたとともに、長期借入の必要が生じることにもなる。
 一方で、バス事業単体事業者においては融資(長期借入れ)を受けること自体が厳しくなっている事業者がある。

(1) 現行の補助制度

事業者会計年度	月数	補助年度	補助年度償却額		補助額	残存価格	補助対象額		初年度事業者負担額(当年度補助金額差引後)
			前	後			初年度補助額	自己負担額	
26年度	6	27年度	6,000,000	6,000,000	国 3,000,000	9,000,000	6,000,000	13,000,000 円	
	6		6,000,000	3,000,000	県 3,000,000	次年度以降	8,999,999		
27年度	6	28年度	3,600,000	3,600,000	国 1,800,000	5,400,000	4,000,000	9,000,000 円	
	6		3,600,000	1,800,000	県 1,800,000	事業者(実質、費用)負担			
28年度	6	29年度	2,160,000	2,160,000	国 1,080,000	3,240,000	9,000,000 円	9,000,000 円	
	6		2,160,000	1,080,000	県 1,080,000	※金融費用は含まず。(補助対象)			
29年度	6	30年度	1,620,000	1,620,000	国 810,000	1,620,000	9,000,000 円	9,000,000 円	
	6		1,620,000	810,000	県 810,000	※償却率40%で計算。(4年目以降は50%)			
30年度	6	31年度	1,620,000	1,619,999	国 809,999	1	14,999,999	14,999,999	
	6		1,619,999	810,000	県 810,000				

補助総額 14,999,999

(2) 旧の補助制度

事業者会計年度	月数	補助年度	補助年度償却額		補助額	補助対象額		初年度事業者負担額(当年度補助金額差引後)
			前	後		国・県	自己負担額	
26年度	12	27年度			15,000,000	事業者		4,000,000 円
						補助年度償却額	自己負担額	

・初年度に借入金(短期想定)
 ・当該年度に補助金収入有

建設業許可及び宅地建物取引業免許の申請等状況

H26.8.26 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課

1 建設業許可関係

(1) 知事許可の申請等件数

	新規許可申請	更新許可申請	決算・変更届	合計
平成23年度	1,092	6,053	31,952	39,097
平成25年度	1,071	2,643	28,854	32,568

※ 平成7年1月1日から許可の有効期間が3年から5年に延長された関係で、更新許可申請件数に不均衡が生じています。

本県においては、近年最も申請件数が多いのが平成23年度、最も少ないのが平成25年度となっております。

(2) 大臣許可の申請等件数

	新規許可申請	更新許可申請	決算・変更届	合計
平成24年度	36	117	1,816	1,969
平成25年度	27	68	1,604	1,699

※月2回、関東地方整備局あて送付

2 宅建業免許関係

(1) 知事免許の申請等件数

	新規免許申請	更新免許申請	変更届	合計
平成24年度	295	1,929	2,516	4,740
平成25年度	321	1,846	2,540	4,707

(2) 大臣免許の申請等件数 (宅建システム等による概数)

	新規免許申請	更新免許申請	変更届	合計
平成24年度	7	14	320	341
平成25年度	10	15	300	325

※随時、関東地方整備局あて送付

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会（ヒアリング資料）

平成26年8月19日
九州地方知事会（福岡県）

1.提案事項

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲（管理番号369）

2.支障事例

地域においては、エネルギーの効率的利用（省エネルギー）とともに、エネルギーの多様化・分散化に寄与する再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組みを強化しているが、以下のような支障が生じている。

①再生可能エネルギー発電設備の電力網への系統連系制約への対応

再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者から、電力会社との系統連系協議に関して、審査状況に関する照会や、審査結果*に関する相談が多く寄せられている。

しかし、都道府県には、電力会社からの報告徴収（法第40条）、指導・助言（法第4条、第5条）を行う権限がないため対応ができない。

* 審査結果に関する相談例

- ・系統連系量が上限に達しているとの理由で接続が認められなかった
- ・接続にあたって多額の工事費用を請求された 等

※再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、系統連系に制約が生じている地域が拡大しており、事業者からの相談等が増えることが想定される

②再生可能エネルギー発電設備の立地に関する対応

再生可能エネルギー設置のための造成工事等を原因とする土砂の流出、出水による被害などについて相談が寄せられている。

また、世界文化遺産への登録を目指す地域などにおいて、景観上の配慮を求めることができないかとの相談が寄せられている。

しかし、都道府県には、再生可能エネルギー発電事業者からの報告徴収、立入検査（法第40条）を行う権限がないため対応ができない。

3.地方分権改革の必要性

分散型である再生可能エネルギー普及促進のためには、国における取組みの他、より現場に近い地方における取組みも重要。

事業者や地元住民などからも都道府県に多くの相談が寄せられていることを踏まえ、指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として移譲することを求める。